

金属スクラップヤード等対策について

～金属スクラップヤード等規制条例の制定～



令和7年3月7日(金)

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課

目 次

- 1 金属スクラップヤード等規制条例の概要
- 2 条例の検討経緯
- 3 条例制定の背景
- 4 条例の内容
- 5 県内の金属スクラップヤード等の状況

金属スクラップヤード等とは



条例の検討経緯①

周辺環境へ悪影響が生じている その1

《高積みによる崩落・火災が発生》

【写真】崩落した金属スクラップ



【写真】火災発生後の雑品スクラップ



条例の検討経緯②

周辺環境へ悪影響が生じているその2

《分別作業等に伴う騒音・振動、悪臭の発生》

【写真】重機による分別作業に伴う騒音の発生



【写真】ガス溶断に伴う悪臭の発生



条例の検討経緯③

周辺環境へ悪影響が生じているその3

《屋外保管等に伴う油汚染や有害物質を含む汚水が流出》

【写真】屋外保管に伴う油汚染

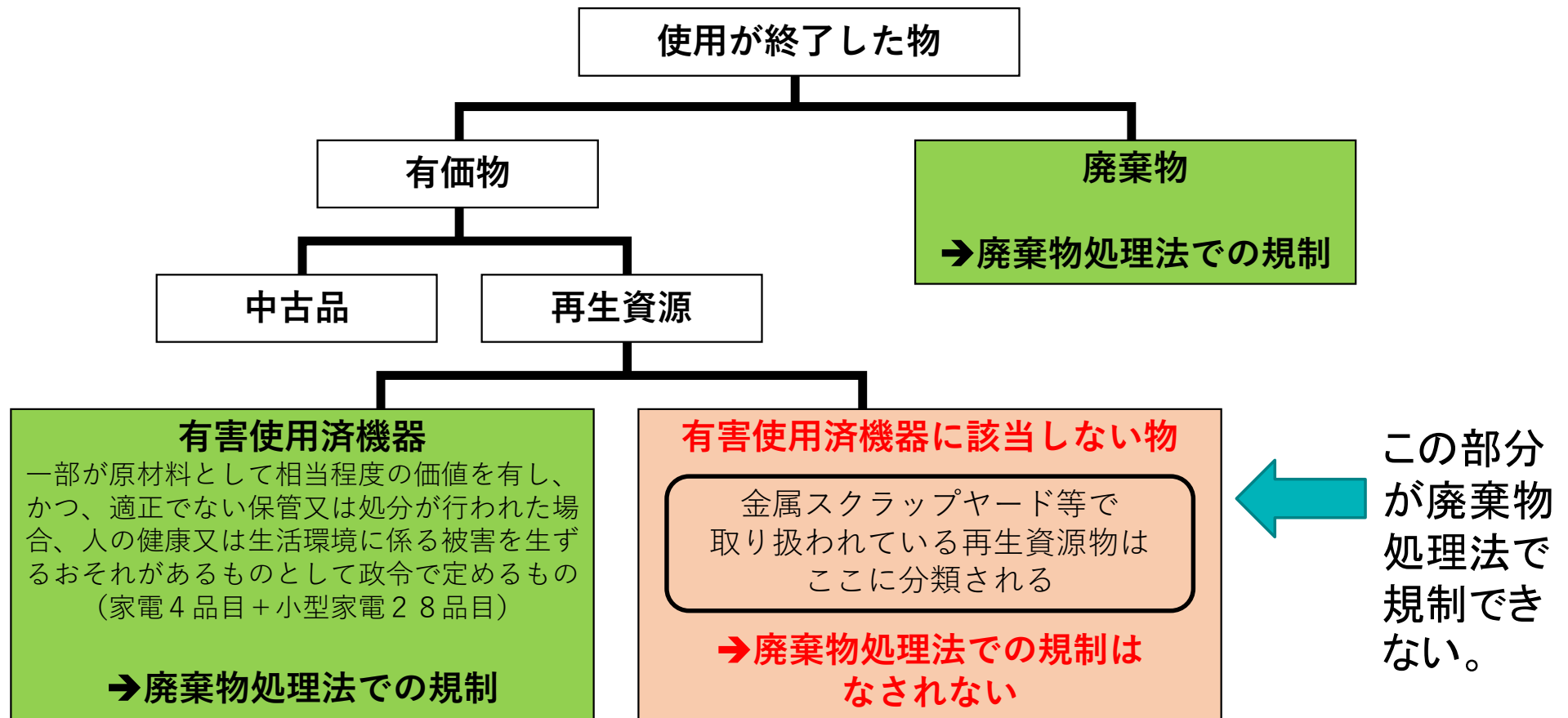


【写真】雑品スクラップの洗浄に伴う汚水の流出



条例の検討経緯④ 既存法令等の限界その1

○廃棄物処理法で規制できない



条例の検討経緯⑤ 既存法令等の限界その2

○害悪に対する既存法令の適用対象等が限定

騒音規制法や水質汚濁防止法、消防法などの法令は、金属スクラップ等の保管や、保管に伴う作業を直接規制するものではなく、適用対象や範囲が限定されている。

条例の検討経緯⑥実態調査の実施

○ヤードの設置状況等を把握

ヤード数：332か所（令和3年度末現在）

そのうち108か所で周辺環境への悪影響を確認

○各市町村から意見を聴取

許可制の導入や住民説明会の開催等を義務付けた条例を制定してほしい。 など

○有識者からの意見を聴取

- 全県域における一律の住宅地からの距離制限は好ましくない。
- リサイクルの推進への配慮が必要。 など

条例制定の背景①ヤードが生じた背景

○中国の禁輸措置による影響

- 中国の禁輸措置※に伴い、単一素材で原料にまで加工されたプラスチックや金属スクラップでないと輸出できなくなった。
- 禁輸措置以前は、中国国内で行われていた使用済プラスチックや金属製の工業機器類の手解体や破砕等の作業が、禁輸措置以降、日本国内で行われるようになった。

※ 中国の禁輸措置の概要

中国国民の健康に大きな影響を与える固形廃棄物（生活系プラスチックなど）の輸入は2017年末までに全面的に禁止し、中国国内の資源ごみで代替可能な固形廃棄物（工業系プラスチックや金属スクラップなど）の輸入は2019年末までに段階的に禁止・制限することとされた。

条例制定の背景② 県内のヤード設置状況

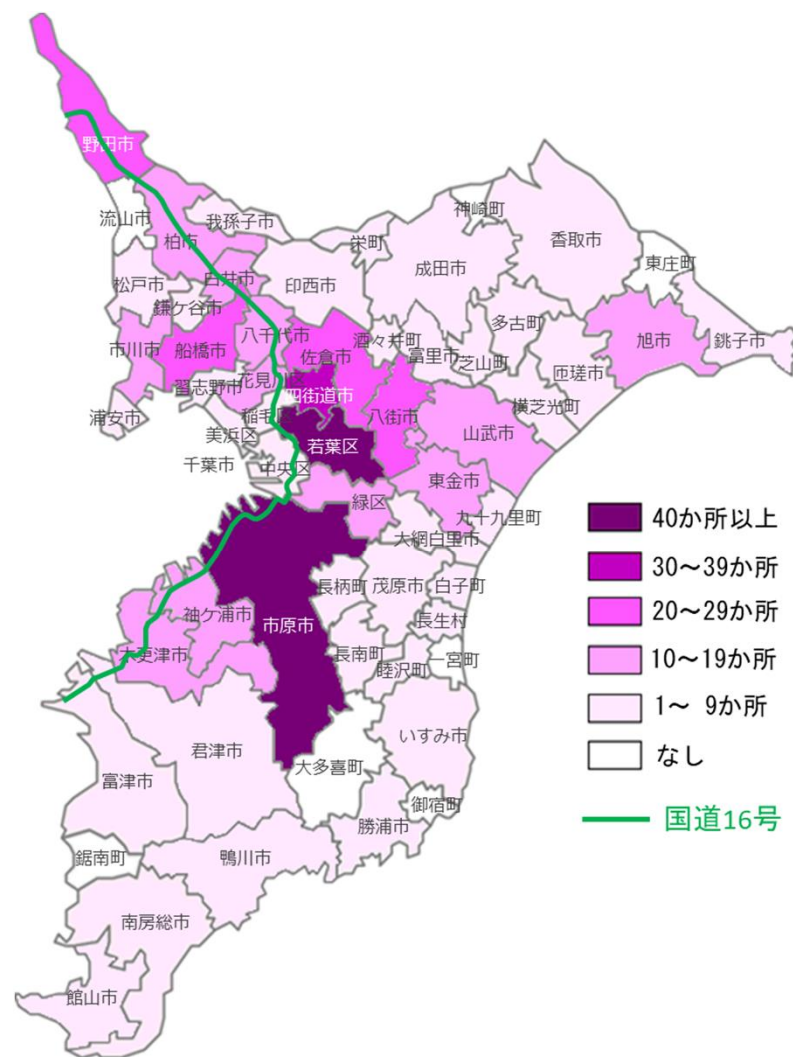
市町村などへの照会によりヤードとして把握した数

- 令和6年11月末：761か所
- 令和3年度末：332か所
- 増減状況：429か所増
- 761か所のうち県が所管するヤード数655か所

ヤードとして把握した県所管数のうち条例の規制対象
事業場：425か所（令和7年2月28日現在）

条例制定の背景③

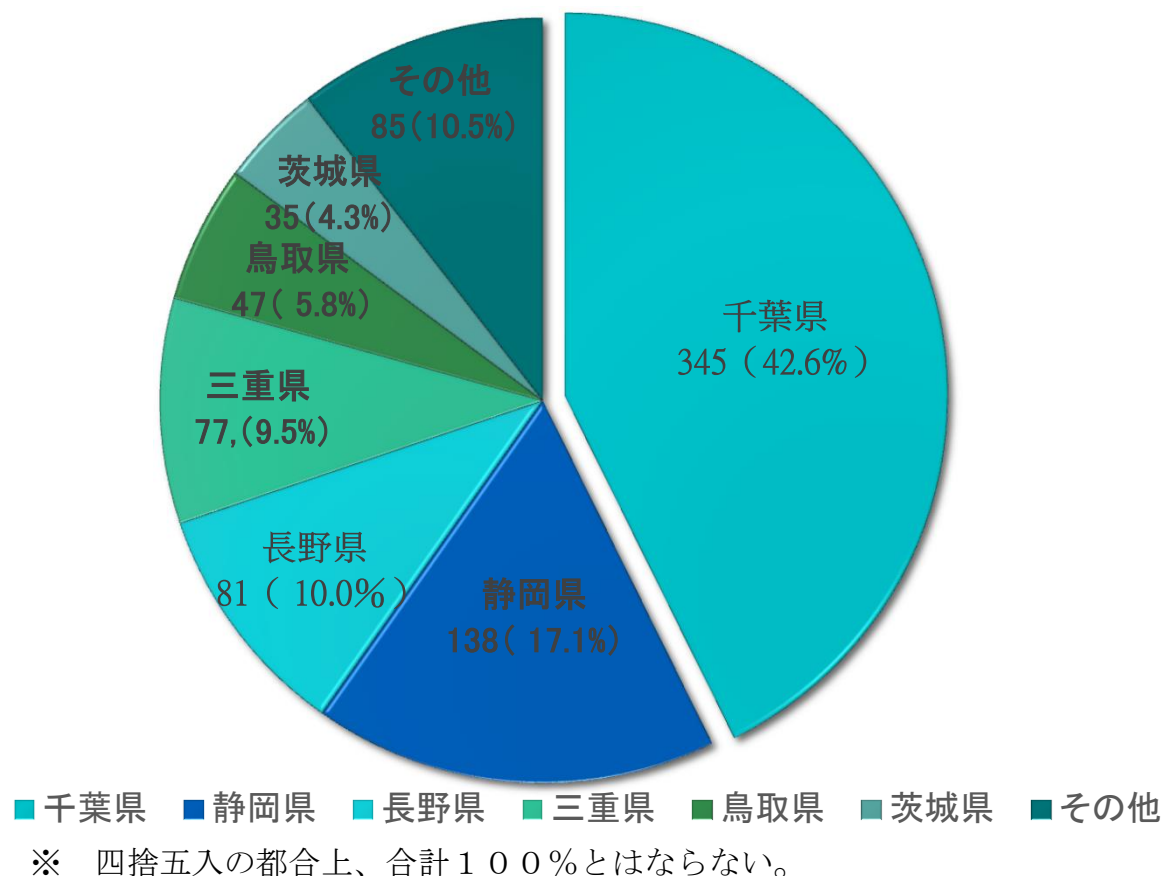
市町村別のヤード設置状況(令和7年2月28日現在)



県内：531か所
県：425か所
千葉市：96か所
袖ヶ浦市：10か所

条例制定の背景④他都道府県と比べてヤードが多い

【表】全国のヤード数（令和３年８月時点。各都道府県からの回答による。）



条例制定の背景⑤千葉県にヤードが多い理由

○金属スクラップ等の購入に立地条件が良い

○金属スクラップ等の売却に立地条件が良い

○関東の他都県と比べて相対的に土地の価格が安い

条例の内容①条例の狙い

○条例の狙い

- いわゆる金属スクラップヤード等における不適正な事業運営による生活環境の悪化を防止し、適正な資源の再生利用を推進するため条例を制定。
- これまで法令の適用ができなかった金属スクラップヤード等に対して、条例により必要な規制を行うことで適正な運営を担保する。

条例の内容②規制対象

○規制対象

特定再生資源を屋外において、重機等を使用して積み上げて保管をする事業、“特定再生資源屋外保管業”が規制の対象。

<特定再生資源とは>

- ①使用を終了し、収集された製品（金属又はプラスチックが使用されているものに限る。）
- ②収集された金属又はプラスチック（製品の製造、加工、修理又は販売、土木建築に関する工事その他の人の活動に伴い副次的に得られたものに限る。）

※①②のいずれについても、これらが破砕、切断、圧縮又は解体されたものを含む。
また、廃棄物、有害使用済機器、自動車ヤード条例の“特定自動車部品”等は含まない。

<屋外とは>

屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物の外

<重機等とは>

油圧ショベル、フォークリフト（最大揚高が3m超のもの）、クレーンなど

※ 油圧ショベル：バックホウやグラップルなどの作業装置を有する重機の総称

条例の内容③規制手段その1

○事業の許可

○住民への周知

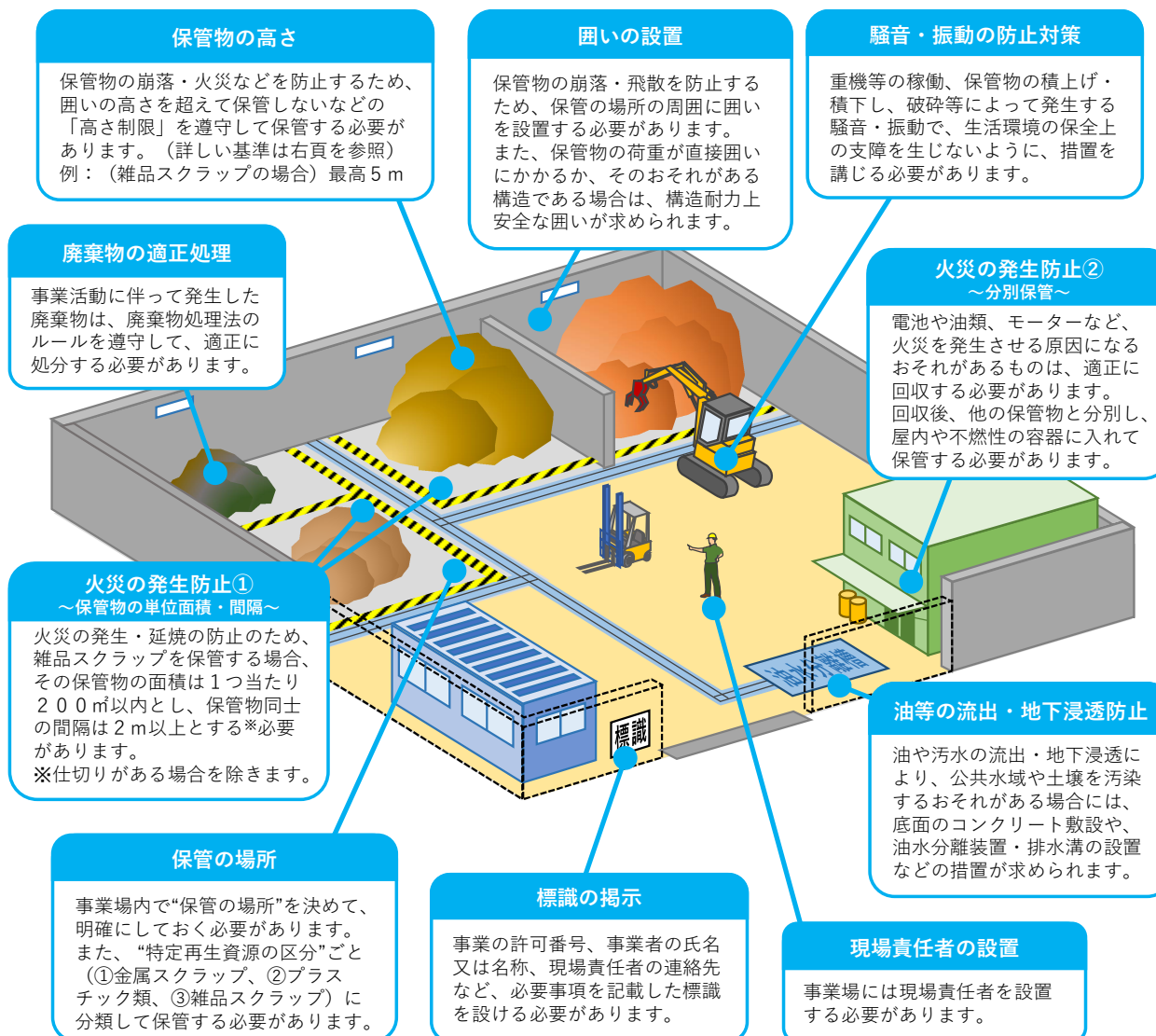
○基準遵守義務

- 事業場の基準適合維持（囲いの設置、底面の舗装等）
- 保管物の高さ制限措置
- 火災発生・延焼の防止措置
- 汚水の飛散・流出や悪臭の発散防止措置
- 騒音・振動の防止措置

○現場責任者の設置

条例の内容④規制手段その3

《事業場と基準の概要》



条例の内容⑤実効性の確保手段

○命令等

- 基準遵守の義務違反等について、保管方法の変更命令等を発出
- 県民の生活の安全上に支障が生じていると認める場合等について、措置命令を発出
- 命令に違反した場合等について、許可の取消し又は事業の停止命令を発出

○報告徴収、立入検査

- 特定再生資源屋外保管業を行っていると思われる者に対して報告徴収
- 特定再生資源屋外保管業を行っていると思われる者の事業場等へ立入検査

○罰則

- 無許可営業、命令違反等は「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」
- 届出義務違反その他の義務違反等は「30万円以下の罰金」

条例の内容⑥その他

○施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

○経過措置

既存事業者にも許可取得を求め、条例の各規定への適合に必要な期間を 1 年間設定。（令和 7 年 3 月 3 1 日まで）

条例の内容⑦その他

○条例施行に向けた取組

- 金属スクラップヤード等として把握をしている全ての事業場を訪問
- 遵守すべき基準など条例の規制内容と、1年間の経過期間内に許可申請する必要があることを周知

○条例施行後の対応

- 許可申請をしない事業者に対しては、順次、条例に基づく立入検査を実施。
- 申請に係る相談等の有無にかかわらず事業者に対して、条例の規制内容を遵守するよう、必要な指導等を実施。
- 経過期間内に許可申請をするよう重ねて指導を実施。

現在の状況(令和7年2月28日現在)

- 県内の金属スクラップヤード等数：531か所
- 県条例の規制対象事業場数：425か所
- 事前協議受付件数：291件
- 許可申請受付件数：18件
- 許可件数：2件
- 廃業等予定ヤード数：122か所